

札幌市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、介護保険制度では提供できない生活支援サービスや介護認定を受ける前の段階の高齢者に対する生活支援の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手を確保するなど、地域で支え合う体制づくりを推進することを目的として実施する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は札幌市とする。ただし、本事業の全部又は一部について介護保険法施行規則第140条の67に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる団体（以下「実施団体」という。）に委託することができる。

(生活支援コーディネーター)

第4条 地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、国の地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）に基づき、「生活支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を次の各号に定める単位に配置する。

- (1) 行政区単位（以下「第1層」という。）
- (2) 日常生活圏域単位（以下「第2層」という。）

2 前項第2号に規定する第2層の範囲は、地域包括支援センターの担当地区とする。

(コーディネーターの役割)

第5条 第1層のコーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第1層の資源の把握
- (2) 第1層の生活支援ニーズ（高齢者が日常生活を営むうえで必要とする支援を指し、「安心の確保」「家事援助」「外出」「交流」などをいう。以下同じ。）の把握
- (3) 第1層の資源開発
- (4) 第1層の協議体（以下「第1層協議体」という。）の設置・運営
- (5) 関係者間のネットワークの構築
- (6) 第2層のコーディネーター（以下「第2層コーディネーター」という。）の支援
- (7) その他運営に必要な事項

2 第2層コーディネーターの役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 第2層の資源の把握
 - (2) 第2層の生活支援ニーズの把握
 - (3) 第2層の資源開発
 - (4) 生活支援ニーズと担い手との調整
 - (5) 第2層の協議体（以下「第2層協議体」という。）の設置・運営
 - (6) 関係者間のネットワークの構築
 - (7) その他運営に必要な事項
- 3 前条第1項第2号に規定する第2層コーディネーターが未配置の場合は、当該第2層を管轄する第1層コーディネーターが前項に規定する第2層コーディネーターの役割を兼務するものとする。

（コーディネーターの選任）

第6条 実施団体は、業務受託後、速やかにコーディネーターを選任し、コーディネーター選任届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 実施団体は、コーディネーターを変更した場合には、後任のコーディネーターを選任し、遅滞なく、生活支援コーディネーター変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（事業統括者）

第7条 市長は、全市単位での資源開発やネットワーク構築を推進するほか、コーディネーターの活動支援や養成を行うため、事業統括者を置くことができる。

（事業統括者の役割）

第8条 事業統括者の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 全市単位の会議（以下「全体会議」という。）の設置・運営
- (2) コーディネーターの活動支援（マニュアル整備等）
- (3) コーディネーターの養成（フォローアップ研修等）
- (4) 本事業の市民周知、普及啓発（市民向けシンポジウム等）

（事業統括者の選任）

第9条 第7条に規定する事業統括者を置く場合において、市長が指定する実施団体（以下「指定実施団体」という。）は、業務受託後、速やかに事業統括者を選任し、事業統括者選任届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 指定実施団体は、事業統括者を変更した場合には、後任の事業統括者を選任し、遅滞なく、事業統括者変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（コーディネーター等の遵守事項）

第10条 コーディネーター及び事業統括者（以下「コーディネーター等」という。）は、

次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市民活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体と連絡調整を適切に行うこと
- (2) コーディネーター等が属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点で活動すること
- (3) 国や都道府県が実施するコーディネーターの活動に必要な研修を受講していない場合は、速やかに研修を受講し、資質の向上に努めること

(アドバイザー)

第11条 市長は、本事業の実施に関し、必要な経験や実績を有する団体又は人材等を、コーディネーター養成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として選任することができる。

- 2 アドバイザーは、全体会議及び協議体、事業運営に関する会議等への参画、コーディネーター等の資質向上に関する研修講師等を通じて、事業の円滑な運営及びコーディネーター等の養成に資する活動を行うものとする。

(全体会議及び協議体)

第12条 コーディネーター等は、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に、多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場である全体会議及び協議体を設置する。

- 2 全体会議は、市単位に設置し、次の各号の役割を担うものとする。
 - (1) コーディネーターの活動報告、情報共有
 - (2) 生活支援等サービスの創出や担い手養成に係る検討
 - (3) サービス提供団体への働きかけ・連携構築
 - (4) その他運営に必要な事項
- 3 協議体は、第1層及び第2層ごとに設置し、それぞれ次の各号の役割を担うものとする。
 - (1) 第1層協議体の役割は次のとおり。
 - ア 第1層コーディネーターの組織的な補完
 - イ 地域ニーズや既存の地域資源の情報交換、見える化の推進
 - ウ 生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討
 - エ 生活課題の解決に向けた取組の調整
 - オ 他団体への働きかけ・連携構築
 - カ その他運営に必要な事項
 - (2) 第2層協議体の役割は次のとおり。
 - ア 第2層コーディネーターの組織的な補完
 - イ 地域ニーズや既存の地域資源の情報交換、見える化の推進

- ウ 生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討
- エ 生活課題の解決に向けた取組の調整
- オ 他団体への働きかけ・連携構築
- カ その他運営に必要な事項

4 全体会議は、概ね次の各号に掲げる者及び団体等で構成する。

(1) 全体会議

全体会議は、事業統括者が招集し運営を行う。

- ア 事業統括者
- イ コーディネーター
- ウ 住民組織
(例：民生委員、老人クラブ等)
- エ 地域のニーズや資源を把握している団体等
(例：ケアマネジャー、地域包括支援センター等)
- オ 生活支援等サービスを担う事業主体、団体等
(例：介護サービス事業者、NPO法人、協同組合、社会福祉法人、民間企業、シルバー人材センター等)
- カ 地域福祉活動等を担う関係団体
(例：社会福祉協議会等)
- キ 学識経験者
- ク アドバイザー
- ケ 札幌市関係課
- コ その他市長が必要と認める者

5 協議体は、概ね次の各号に掲げる者及び団体等で構成する。

(1) 第1層協議体

第1層協議体は、第1層コーディネーターが招集し運営を行う。

- ア 第1層コーディネーター
- イ 住民組織
(例：民生委員、老人クラブ等)
- ウ 地域のニーズや資源を把握している団体等
(例：ケアマネジャー、地域包括支援センター等)
- エ 生活支援等サービスを担う事業主体、団体等
(例：介護サービス事業者、NPO法人、協同組合、社会福祉法人、民間企業、シルバー人材センター等)
- オ 地域福祉活動等を担う関係団体
(例：区社会福祉協議会、ボランティア団体等)
- カ アドバイザー
- キ 区役所
- ク その他市長が必要と認める者

(2) 第2層協議体

第2層協議体は、第2層コーディネーターが招集し運営を行う。

ア 第1層コーディネーター及び第2層コーディネーター

イ 住民組織

(例：民生委員、老人クラブ等)

ウ 地域のニーズや資源を把握している団体等

(例：ケアマネジャー、地域包括支援センター等)

エ 生活支援等サービスを担う事業主体、団体等

(例：介護サービス事業者、NPO法人、協同組合、社会福祉法人、民間企業、シルバー人材センター等)

オ 地域福祉活動等を担う関係団体

(例：区社会福祉協議会、ボランティア団体等)

カ 区役所

キ その他市長が必要と認める者

6 協議体の構成団体等については、前項の各号に示す例を参考に、地域の実情やニーズに応じて必要な者の参画を求めることとする。

(留意事項)

第13条 本事業を効果的に実施するため、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者を含めた地域住民の参加を促していくこと。

(守秘義務)

第14条 実施団体及びコーディネーター等は、その職務上知り得た内容については、決して漏らしてはならない。委託の終了又はその職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は高齢保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

様式第1号

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

コーディネーター選任届出書

札幌市生活支援体制整備事業の実施(受託)に伴い、下記のとおり()コーディネーターを選任したので届け出ます。

記

1 選任した者

(職 名)

(氏 名)

(生年月日)

2 選任年月日

平成 年 月 日

3 選任事由

様式第2号

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

コーディネーター変更届出書

札幌市生活支援体制整備事業の実施（受託）に伴い、下記のとおり（ ）コーディネーターを変更したので届け出ます。

記

1 変更後

(職 名)

(氏 名)

2 変更年月日

平成 年 月 日

3 変更事由

様式第3号

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

事業統括者選任届出書

札幌市生活支援体制整備事業の実施（受託）に伴い、下記のとおり事業統括者を選任したので届け出ます。

記

1 選任した者

(職 名)

(氏 名)

(生年月日)

2 選任年月日

平成 年 月 日

3 選任事由

様式第4号

年 月 日

(あて先) 札幌市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

事業統括者変更届出書

札幌市生活支援体制整備事業の実施（受託）に伴い、下記のとおり事業統括者を変更したので届け出ます。

記

1 変更後

(職 名)

(氏 名)

2 変更年月日

平成 年 月 日

3 変更事由